第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画 (総務課、企画調整課、福祉課、教育委員会)

第1項 計画目標

- ○住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- ○災害に強い町を支える人(住民、職員)をつくる
- ○減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図る

第2項 対策

1 住民に対する普及計画

住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、防災マップ等を作成、配布するとともに、広報誌等を通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、 経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進するため住民運動を展開していく。

また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 児童生徒等に対する普及計画

震災の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させる ため、各学校(園)においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教 育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育

町職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

4 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分程度、個人において 備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5 企業防災の促進

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災 訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第2節 防災訓練実施計画 (総務課、福祉課)

第1項 計画目標

- ○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震を想定して、町、県、防災関係機関、住民、近隣市町が連携して 防災活動を行えるよう、少なくとも年1回以上防災訓練を実施して、その属する機関の職員等に対し防災責 任と防災技能の強化向上を促すとともに、他の防災機関との連携を深め、併せて、地域住民の防災思想の普 及を図るものとする。
- ○特に、防災週間中においては、「防災の日」にちなんだ各種の行事を実施して広く住民等の参加を求め、町、 防災関係諸団体等が参加する総合的な防災訓練を実施し、災害時要援護者を含めた防災意識の高揚、地震発 生直後の津波避難等災害応急対策等についての行動力を養うものとする。

第2項対策

1 防災訓練の実施内容

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。

なお、訓練を実施する際には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

(1) 基礎訓練

- ア 通信連絡訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 水防訓練
- カ 消防訓練
- キ 津波警報等の情報収集・伝達
- ク その他必要な訓練

(2) 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災 体制の強化に努めるものとする。

ア 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、 訓練課題には次のものが考えられる。

- (7) 注意報、警報等の伝達通信訓練
- (4) 災害防御訓練
- (ウ) 避難訓練
- (工) 救急、救助訓練

(オ) 災害応急復旧訓練

イ 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制等を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害応急対策に従事しまたは協力する者の動員及び配置計画
- (4) 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- (ウ) 住民の避難対策

2 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ 関係機関による調整会議等を開催するものとする。

3 地域住民等の防災訓練への参加

自主防災組織や企業、防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

4 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画 (総務課)

第1項 計画目標

○「我がまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を促進する。

第2項対策

1 自主防災組織の結成促進、育成・強化方策

自主防災組織が実際に活動できる環境づくり、組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常 化、訓練の定期的実施を図るものとする。また、地域の自主防災体制を強化するため、町内各地での自主防災組 織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織には、町地域防災計画との整合を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織の組織化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 消防機関をはじめとする関係団体と協力した啓発活動や、防災訓練等実態に即した指導の積み重ねにより防火防災意識を高め、自主防災組織の育成を図る。また、リーダーの養成、組織への指導、助言を行うととも

に、助成の実施等、組織の活性化を推進する。

2 自主防災組織の活動内容(平常時と災害時)

自主防災組織の活動内容は、平常時における災害の予防活動をはじめ、震災時など、各種の災害における出火 防止、初期消火、避難誘導について防災関係機関と協力して、各種の防災活動を実施するものとする。

(1) 平常時の活動

ア コミュニティ活動

災害時要援護者を含め、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害時の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 防災訓練の実施

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練の実施

エ 防災資機材等の備蓄等消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

(2) 災害時の活動

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

- ア 情報の収集・伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ避難誘導
- エ 救出・救護
- 才 給食給水
- カ 災害時要援護者の安全確保
- キ 一時避難所開設

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) ライフライン企業等連絡協議会

大災害時において、ライフライン企業が自社の保有する人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡協議会において、町及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

(2) 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。その際、 地域の高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難の支援を考慮するものとする。

(3) 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、 地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動支援計画 (総務課、福祉課)

第1項 計画目標

- ○災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備 を行う。
- ○行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項対策

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。このためには、平常時からボランティア活動の連携体制や活動拠点の整備が必要である。また、災害時には、紀宝町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを立ち上げ、みえ災害ボランティア支援センターと連絡、救援活動等事業展開する。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。
- (3) 実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政やボランティア関係機関等のネットワークを形成し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

第5節 地域内資源動員計画 (関係各課)

第1項 計画目標

○東海地震、東南海・南海地震等大規模災害時において、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。

第2項 対策

- 1 相互応援協定の締結等
- (1) 町が締結している協定等

現在、町が締結している協定等は次のとおりである。

- 三重県内消防相互応援協定
- 三重県市町村災害時応援協定
- 三重県水道災害広域応援協定
- 三重県災害等廃棄物処理応援協定書
- ・災害支援協力に関する覚書
- (2) 近隣市町との協力体制

近隣市町とは、生活圏としてのつながりを踏まえ、平常時から協議するなど、災害時の協力体制を構築しておく。

2 自主防災組織の育成・強化

各区と連携して、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、資機材の整備について助成等を行う (本章第3節「自主防災組織の育成・強化計画」参照)。

3 災害救援ボランティアとの連携

災害時におけるボランティアとの協力体制を確保するため、平常時からその環境整備等に努める(本章第4節「ボランティア活動支援計画」参照)。

4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、関係機関等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制の構築に努める。

5 海上輸送対策

海上輸送体制の確保を図るため、県及び防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、漁業協同組合等と の連携を図る。

6 空中輸送対策

空中輸送体制を図るため、県に対する防災へリコプターの運航要請の方法等について、町担当課職員に周知を図るとともに、ヘリコプター臨時離着陸場の選定等を行う。

7 観光客等への対策

被災した観光客等を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図るとともに、観光拠点等における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じておく。

第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画 (関係各課)

第1項 計画目標

○災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に迅速に活用できるよう整備する。

第2項対策

1 備蓄資材・機材等の一覧

備蓄資機材	点検責任者	点 検 時 期
水防資材・機材	総務課長	6月、12月各上旬
主食	総務課長	<i>II</i>
災害応急対策等に必要な土木資材	産業建設課長	II.
" 給水用資材	水道課長	II.
救助法による衣料、生活必需品	福祉課長	II.
救急用医薬品	健康づくり推進課長	JI .
防疫用機材	環境衛生課長	II.
林野火災対策用資機材	総務課長	IJ

2 備蓄場所及び保管・管理体制

町は、防災資機材の備蓄体制について、備蓄方法、場所等について、各種災害被害想定調査等に基づく数量を 把握し、備蓄計画を立て整備する。

第7節 津波災害予防計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

- ○東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、短時間で本町沿岸部へ津波が来襲することが想定されるため、 津波発生時または発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立する。
- ○地震発生後、極めて短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及する。

第2項 対策

- 1 情報伝達体制の確立
 - (1) 防災行政無線、サイレン等による多様な情報伝達手段の確保及び津波警報等発表時に早期に防災無線により放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動放送システムの整備を図る。
 - (2) レジャー客及び漁業協同組合等に対する情報伝達体制を確立する。

2 海岸保全事業及び津波被害軽減事業の推進

津波による被害を軽減するため、海岸、港湾及び河川の防波堤等の耐震化、津波に対処できる嵩上げ等を国・県に要望する。又は円滑な避難を確保するため、県の協力を得て必要な管理施設の整備事業を行う。また、防潮扉、水門、樋門の管理等について万全を期する。施設については、工事中のものも含め、施設の被災を最小限にくい止める措置を講じる。

鵜殿港防潮扉については、地震情報及び津波警報等発表時に早期に対応できるよう、役場庁舎からの遠隔操作 及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動開閉システムの整備を図る。

3 海面監視体制の確立

強い地震(震度4程度以上)を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台から津波がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておくものとする。

町は、平素からそのための体制を確立しておく。

4 津波防災思想の普及

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、県と協力して津波浸水予想図の作成及び避難誘導標識等の整備の推進を図り、地域住民に対して津波危険予想地域の周知を行う。

- (1)一般住民に対する内容
 - ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたときまたは弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを 感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台やビル等安全な場所に避難する。
 - イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
 - エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

5 津波関連施設等の整備

津波浸水の恐れがある地域に構造物・施設等を整備する場合には、津波に対する安全性を確保するとともに、 避難場所、避難路等の整備を促進する。また、臨時ヘリポートや情報基盤の整備等により地域の孤立化を防止する。

第8節 町災害対策本部整備計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

○災害対策活動の中枢となる災害対策本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

第2項 対策

1 災害対策本部体制

町本庁舎以外の機関についても、実際の震災発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 災害対策本部施設及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギーの確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努めるものとする。

4 第2指令塔の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、災害対策 本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

5 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第9節 受援体制整備計画 (総務課)

第1項 計画目標

○災害に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項対策

1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制

計画の調整を図るなど平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。

2 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。

第 10 節 情報収集・連絡計画 (総務課)

第1項 計画目標

- ○災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化な ど、体制の確立に努める。
- ○被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項対策

1 情報収集・連絡手段の整備

町災害対策本部各部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図る とともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、危険 箇所観測情報、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に災害時要援護者、 災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、確実に情報伝達でき るよう必要な体制の整備を図る。 また、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(1)伝達手段

住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を推進するものとする。

(2)災害時要援護者対策

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。 個別受信機の設置や自主防災組織による伝達体制の確立を推進する。

(3)孤立する可能性がある地域への対策

防災行政無線、消防団の移動系無線による情報伝達のほか避難所等へ衛星携帯電話の整備を図る。 また、自主防災組織による情報伝達体制の確立を推進する。

(4)観光客·帰宅困難者対策

防災行政無線や消防団等のパトロールによる情報伝達を行う。

第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画 (総務課)

第1項 計画目標

- ○災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。
- ○通信施設の安全性を確保するために、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施 と的確な操作の徹底、浸水のおそれのない場所への設置等必要な予防措置を講じる。

第2項対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析の 向上を図るなど、情報伝達体制の整備に努める。また、ケーブルテレビをさらなる有効情報提供媒体としてケー ブルテレビ事業者と連携して災害情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに 伝達するため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を推進するものとする。現在の同報無線は旧町村ごと に周波数が異なっているため、今後はデジタル化による一波統合の整備を推進するとともに、屋外子局の充実整 備を進め、難聴地域解消対策に努めるものとする。

緊急地震速報発表時に早期に放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動放送システムの整備を図る。

(2) 避難所への通信整備

同報無線個別受信機の設置及び孤立が予想される地域については、有線通信の遮断時に通信を確保するため、 衛星携帯電話の整備を推進する。

(3) 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

第 12 節 避難対策計画 (総務課、産業建設課、税務住民課、福祉課)

第1項 計画目標

- ○東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生したときに、地震・津波災害から人命の安全を確保するための避難地、避難路、避難所を整備する。
- ○これらの施策を住民に周知する。

第2項 対策

1 避難場所、避難路等の指定及び住民への周知

避難場所または避難所並びに避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定にあたっては、紀宝警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

(1) 避難場所等の留意事項

- ア 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- エ 地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 仮設テントの設置に配慮すること。

(2) 避難所の留意事項

- ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。 また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。
- ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。

- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者に配慮した二次避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- オ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

2 避難場所、避難路等の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所として、またはこれに準ずる安全な場所へ道路等を整備していくものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設設備の整備に努めるものとする。

3 避難準備情報及び避難指示・勧告基準の策定等

(1) 避難準備情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備(災害時要援護者避難)情報」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

(2) 避難勧告・指示及び避難準備情報の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者 が避難行動を開始しなければならない段階 であり、人的被害の発生する可能性が高まっ た状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避 難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確 実な避難行動を直ちに完了 ・未だに避難していない対象住民は、直ちに 避難行動に移るとともに、そのいとまがな い場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災 害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュ アル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、町長不在時における避難勧告・指示等の発令 について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努める。

4 避難誘導体制の確立

避難にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、 自主防災組織等の協力が必要なので、あらかじめ協力を要請しておくものとする。また、避難誘導に際し、被災 者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

5 避難所の管理運営体制の整備

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

6 避難行動要支援者対策

町長は基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための基礎とする名簿(以下この節において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

(1) 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援 等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合、または基本法第49 条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、 この限りではない。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- 工 社会福祉協議会
- 才 自主防災組織
- カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの。
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ア 要介護認定3~5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・じん臓機能障害の みで該当する以外の者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

- エ 精神障害者保健福祉手帳1又は2級を所持する精神障害者
- オ 障害程度(支援)区分認定4~6を受けている者
- カ 上記以外の者で町長及び町計画に定める避難支援等関係者が共に支援が必要であると認める者
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面を持って明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (注) (4) の「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する 要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため に内部で利用することができる。

(4) 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めなければならない。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援 体制の適正化を図る。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合はその限りではない。

避難行動要支援者から避難支援等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得たうえで、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することがで

きる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、 または、避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
- ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- カ 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

第10節第2項(3)のとおり、避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して 行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難することについて理解を得る よう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

(7)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、 町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなくてはならない。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人一人の避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

第13節 医療・救護計画 (健康づくり推進課、総務課)

第1項 計画目標

- ○大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求 されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- ○災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項対策

- 1 災害医療体制の整備
- (1)初期医療体制の整備

応急救護所の設置、救護班の編成、出動について紀南医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるた

めの計画を定めておくものとする。

(2)後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報通信手段の多重化

災害時に傷病者等の診療の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に向けて、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時には、医師、看護師、医薬品、医療機材が不足し、町では町内で発生したすべての医療救護要請 に対応できない場合が予想される。このため、後方医療施設への重傷者の搬送、県、日赤等に対する医療 救護班の派遣要請等について関係団体と協議を行う。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、三重県防災へリコプター、ドクターへリ及び自衛隊のヘリコプター等を有効に活用するとともに、後方医療機関への搬送体制を構築する。

2 医薬品等の確保

(1)医薬品・衛生材料等の確保

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大する。このため、町及び関係機関は、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、その確保を図る。

第 14 節 緊急輸送計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

- ○大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワーク の形成を図る。
- ○緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路、港湾について災害に強い施設を整備する。
- ○災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項対策

1 臨時ヘリポートの確保

臨時へリポート候補地(資料編8-2)が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し防災 訓練実施時や広報誌等により周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよ う努めるものとする。

2 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通 規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図るものとする。

第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

(総務課、産業建設課、環境衛生課、水道課)

第1項 計画目標

○道路、河川、電気、上水道等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設(耐震化、代替性、多重化等)の整備を図る。

第2項対策

1 道路

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

- (1) 町道については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから、災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るものとする。
- (2) 町内の道路で落石のおそれがある危険箇所について、町は、早急に災害防除事業を推進するよう県及び関係機関に働きかける。
- (3) 緊急輸送を確保するため、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点を相互に連絡する道路、防 災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋梁についても耐震化及び老朽 橋の架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進する。

2 海岸

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、緊急性の高い箇所から順次海岸保全施設の耐震性向上 対策や防災対策等、安全な施設等の整備を図る。

3 港湾

港湾は、地域経済社会の発展に大きく寄与する海の交通拠点として重要な役割を果たしている。港湾施設の整備においては、港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づき、震源特性、伝播経路特性、サイト特性を考慮して得られる工学的基盤における時刻暦波形をもとに、表層地盤や構造物の特性を考慮して算定する方法を用いて建設している。

なかでも、鵜殿港において震災時に緊急輸送を確保するため一部必要な耐震強化岸壁が整備されているが引き 続き整備の推進を県に働きかける。

4 河川

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、管理者は、以下の耐震対策を実施するものとする。 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等の逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼ すおそれのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤 防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策を実施するものとする。

5 上水道

地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、 応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

(1) 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、耐震設計及び耐震施工に努め、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2) 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急対策(応急給水・復旧)のための体制整備

水道事業管理者等は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

6 廃棄物処理施設

- (1) 廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平素から施設の管理(耐震性の強化)を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。
- (2) 応急体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業との応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

7 ライフライン施設の安全化

(1)電力施設

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

(2) LPガス事業者

LPガス供給設備の安全性の強化をはじめ、緊急措置体制の整備、LPガス需給家へ災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第 16 節 火災予防計画 (総務課)

第1項 計画目標

○災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項対策

1 火災予防の指導

(1) 火災予防運動の実施

町は、住民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、関係機関団体の協力のもとに、春秋2回 火災予防運動を実施する。

(2) 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物(消防法第8条第1項)については、その選任を徹底させる。また、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理 上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(3) 立入検査の強化

町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

(4) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防炎化を促進するため、次の施設の推進を図る。

ア 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用

イ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物において使用する防災対象物品は、消防法第8条の3に規定する防炎物品を使用

(5) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

次により町の消防力の強化に努める。

(ア)消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成 12 年消防庁告示第 1 号)に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年及び女性層の参画を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

(イ)消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実 を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が 高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物(消防法第8条に規定するもの)の関係者に対し、防 火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立 と消防用設備等の充実を図るものとする。

2 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

消防署を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、量販店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、 当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は 取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行わせる。

イ 立入検査指導の強化

町、消防署は、特定防火対象物の用途、地域等に応じて立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定 防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設につい ては、設備改善の指導を強化する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

一定の防火対象物に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務付け、その結果を消防機関に報告させることにより、防火対象物の基準適合状況を継続的に持続させ、火災危険性を排除し人命安全確保を図り、点検結果が優良なものについては、その旨の表示をする。

(2) 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。また、 国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

(3) 文化財

町内の文化財対策としては、収蔵庫、消火栓等防災施設設備を完備するとともに防火訓練の指導徹底並びに 管理者の巡回により、万全を期する。

(4) 倉庫

倉庫火災の予防対策については、平常より予防査察を通じて、毒劇物や指定可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

3 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限にくい止めることが 初期消火の目的である。そのため自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動 時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

4 消防力の整備

災害による被害の防止または軽減を図るためには、その基本となる「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」 に準じた消防組織体制及び施設の充実強化に努める。

(1) 都市形態の変化等により、消防需要の増大、高度化、専門化等に的確に対応できるよう適切な位置に消防 拠点を配置し、消防施設、人員、消防水利等の充実強化に努める。

ア施設、装備の強化

災害の態様も複雑、多様化、大規模化かつ特殊化してきており、消防車をはじめ救急車等の整備と災害対応用資機材の整備を推進する。

イ 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。又、大規模災害発生時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救急救命士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

ウ 消防水利の充実

年次的に消火栓、防火水槽等整備を図り、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を 推進する。

(2) 地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

災害時には、各地区の消防団の活動が不可欠であることから、青年層の消防団活動への積極的な参加促進など組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防車両、小型動力ポンプの防災資機材の充実強化に努める。

ウ 消防団の教育訓練

消防団員の防災に関する知識と技術の向上を図るために教育訓練を実施する。

5 自主防災組織の育成強化

災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

第 17 節 危険物施設等災害予防計画 (総務課、環境衛生課)

第1項 計画目標

○危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による災害の発生及び拡大の防止に努める。

第2項 対 策

1 危険物災害予防対策

危険物施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物製造所等」という。)に対し、立 入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必 要な指導を行う。

- ア 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵・取扱い
- ウ 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- エ 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施
- (2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬

並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを 実施し運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策

LPガス(以下「ガス」という。)は、町内全域に供給、消費されていることに鑑み、これによる災害を防止 し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者及び取扱者(以下「ガス事業者等」という。) 並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1)保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

(2) 資料の提供

ア L P ガス販売事業者は、必要に応じ町、消防機関、警察署及び道路管理者に対しL P ガス供給施設等 の資料を提供する。

イ 防災関係機関は、必要に応じLPガス販売事業者に対し、資料を提供する。

(3) ガス供給施設等の安全対策

ア ガス事業者等は、ガスの供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

- イ ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に漏えいした場合、これを検知し警報する設備を設置するよう努める。
- ウ ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。
- エ ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

(4) ガス供給施設等の管理の徹底

ア ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

- イ ガス事業者等は、ガスの消費施設の点検を定期に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。
- ウ 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始時及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

3 高圧ガス災害予防対策

公共の安全を確保するため、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の技術上の基準の遵守、保安管理技術の向上を図るなど高圧ガスによる事故(火災、爆発、漏洩等)の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

4 毒物劇物災害予防対策

農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について、指導を行う。

- (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。
- (4) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、 保健所、警察署または消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導 する。

第 18 節 建築物災害予防計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

- ○防災上重要な公共施設について、一層耐震性を強化する。
- ○一般建築物に対して防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を広報するとともに、防災上必要な助言、 勧告等を行う。

第2項 対 策

1 建築物の耐震化

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進する。

(1)町立施設等

- ア 町の公共施設については、耐震診断を行い、計画的に建て替え・耐震補強等を実施する。
- イ 消防機関又は消防施設については、地震対策上必要な措置を講ずる必要がある。

(2)一般建築物

- ア 病院、社会福祉施設、学校等多数の住民が集合する建築物については、町立施設と同様に、耐震性の確保(建築落下物の防止を含む)を図るよう指導する。
- イ 住宅等小規模な建築物の耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震補強について支援を行う。
- ウ 建築基準法(昭和25年法律201号)第12条の規定に基づき、知事が指定した特殊建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度がある。町は、県の協力を得てこの制度を活用し、建築物の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該建築物の所有者又は管理者に災害防止措置を促す。

(3)ブロック塀・石垣等対策

正しい施工のあり方、既存物の補強の必要性についての普及を図るため、施工関係者に対して講習会・研修 会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進するため、建築士等に対して講習会への参加を支援するなど、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制

- (1)災害時に被災建築物応急危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災建築物 応急危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進していく必要がある。
- (2)町は、被災建築物応急危険度判定の実施に当たり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と被災建築物 応急危険度判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。
- (3) 町は、災害時に円滑かつ効果的な判定活動を行えるよう、日頃から住民に対し広報誌等により被災建築物応急危険度判定制度について周知を図る。

4 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

老朽住宅密集地において火災が発生すれば、広範な焼失が生ずることから、建築物の更新を促進するなど、防 火性の向上を図る。

第19節 地盤災害防止計画 (総務課、産業建設課)

第1項 計画目標

○地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防 災上必要な施設等を整備する。

第2項 対策

1 十砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて住民等に周知する。

- (1)町は、県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、土砂 災害 (特別)警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努める。
- (2)町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、周知徹底を図る。また災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

2 十砂災害危険箇所の災害防止対策

県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

- (1) 土石流対策
 - ア 砂防指定を要する箇所の指定促進
 - イ 砂防堰堤の築造、渓流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
 - ウ 開発等に係る行為の制限等、指定地内の管理
- (2)地すべり対策

危険箇所については、地質調査等を実施した上で、必要な防災工事を県へ要請する必要がある。

(3)急傾斜地対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請する。

3 崩壊危険地域における警戒避難体制

土砂災害防止法(平成12年法律57号)に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域については、危険箇所ごとに、次の事項について具体的に定めておく。

- (1) 避難場所・避難所の設置
- (2) 避難勧告・指示等の時期決定方法
- (3) 気象情報、異常現象、避難勧告・指示等の情報の住民への周知方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所の把握
- (7) 土砂災害危険箇所のパトロール
- (8) その他必要事項

4 土砂災害情報相互通報システムの整備

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民と行政とが土砂災害関連情報を交換することにより、警戒避難体制を強化し、住民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となる。このため、県及び町は、土砂災害情報相互通報システムの整備を行った。なお、システムの整備・改修については、今後も継続して行うものとする。

5 宅地災害予防対策

(1)宅地防災月間の設定

5月を宅地防災月間と定め、開発施工区域内を中心に巡視し、現地での指導を行う。また、広報活動を通じて住民への周知に努める。

(2) 宅地防災工事の貸付制度の活用

改善を必要とする宅地については、独立行政法人住宅金融支援機構による貸付制度の周知及び指導に努める。

(3)がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

(4)被災宅地危険度判定体制

災害時に被災宅地危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災宅地危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進していく必要がある。

6 液状化対策

(1)地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を 実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成8年)に取りまとめを行っている。なお、 東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的 知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討を行うこととする。

また、公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について啓発を図る。

第 20 節 地震防災緊急事業五箇年計画 (関係各課)

第1項 計画目標

○各種地震防災対策をはじめ、必要な調査研究等の実施に努める。

第2項 対策

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。)に基づき、防災体制の整備・充実を図るため、計画中各節において様々な対策を行っている。

町では、特に地震防災対策特別措置法及び東南海特措法の趣旨から、災害応急対策の充実、被災者の生活の早期安定化及び災害時要援護者対策等にも重点をおき、また、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画(平成18年~平成22年)に準拠させて、次の事業について積極的に施設の整備等を推進することとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設
- (6) 共同溝等
- (7) 医療機関の改築、補強
- (8) 社会福祉施設の改築、補強
- (9) 公立の小中学校等の改築、補強
- (10) その他の公的建造物の補強
- (11) 海岸保全施設、河川管理施設
- (12) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等で、家屋の密集している地域のもの
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 防災行政無線設備等
- (15) 災害時に飲料水、電源を確保するためのライフライン代替施設
- (16) 備蓄倉庫
- (17) 救護設備等
- (18) 木造住宅密集市街地に係る地震防災対策

- (19) その他の地震防災上緊急に整備すべき施設
- (20) 前各号のほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの